

F E M A の特徴と我が国制度との比較 （ 1 ／ 2 ページ）
（ F E M A 及び米国の災害対応に関する研究資料、 F E M A 等連邦機関公表資料などを参考に、 関西広域連合広域防災局事務局で作成）

項目		FEMA の特徴	我が国における類似制度の有無 (我が国制度との類似性を○△×で評価)		我が国への応用の可否
組織	連邦政府におけるFE MAの位置づけ	FEMAは国土安全保障省の下部機関であるが、FEMAの組織改編の裁 量権については国土安全保障長官に付与せず法改正を要するなど、一 定の独立性を確保。	△	内閣府(防災担当)が該当。防災政策は政策統括 官の所掌事務の一部として規定されており、防災 政策を専門に所掌する省庁の設置は、法令上明 示されていない。	自然災害対応への支援・調整を専門に 所掌する政府機関を明確に位置づける ことは、我が国でも有効。
	<u>FEMA長官の位置づ け</u>	FEMA長官は、国土安全保障長官の指揮下にあるが、緊急時には閣議 の一員に位置づけられる。長官就任には危機管理に関する従事経験や 能力が法令上必要とされるため、自然災害への対応や危機管理に関する 連邦政府幹部として機能。	△	近年は、担当大臣として内閣府特命担当大臣(防 災担当)が置かれている。ただし、他分野との兼務 が多い。	防災に専念する幹部の存在が、国レベ ルの災害対応能力の向上に寄与。
	多様な雇用形態	本部・地方局等あわせて約 14,800 人の職員が活動(2014.4 時点)。 約 5,000 人の常勤職員に加え、災害発生時の大規模な人員投入に備える ため、非常勤雇用に関する複数制度を準備し、非常時応答職員を確保。 さらに、他の政府機関等からの応援人材登録制度を準備。	×	内閣府防災担当の職員数 92 名(法令に基づく定 数)。雇用形態を複数用意する制度は無い。(内閣 府防災担当の勤務経験者を登録する制度はあり、 他省庁への拡充を検討中。)	在籍職員の民間人材や退職者の活用に より専門人材を確保し、多様な災害への 即応性を高めるには柔軟な雇用形態が 不可欠。
	<u>地方拠点 (地方局)</u>	全米を 10 の地区に分け、地方局を設置。災害対応フェーズごとの部署を 設け、所管の州・自治体との関係を密にするとともに、IMAT(後述)を配置 するなど、即応性も確保。	×	該当拠点無し。	地域との連携や即応性確保には、地域 に近い拠点設置と人材配置が極めて有 効。
応急対応	<u>支援の枠組み (NRF、NIMS)</u>	国家対応枠組み(National Response Framework、NRF)を策定し、連邦政 府や州・自治体、非政府機関等の役割を示すとともに、連邦政府が対応 すべき 15 の機能と各機能の主担当官庁、関連担当官庁を明示。NIMS (National Incident Management System)により、省庁や主体を横断した災 害支援での組織編成や指揮命令等も定義付け。	△	防災基本計画や各省庁の防災業務計画、首都直 下地震、南海トラフ地震など特定の災害を想定した 応急対応計画が存在している。災害全般に応用可 能で各主体の役割、組織編成、機関間調整の仕 組みまで示した枠組みは存在しない。	機能特化した計画も必要だが、様々な 災害に対応するには、国内のあらゆる関 係機関が一つの枠組みに基づいて活動 することで、国内各主体の能力を最大限 に活用できる。
	救助部隊の広域調整 (USAR)	消防については、FEMA(米国消防局)が全米 28 カ所の主要消防機関 の体制を強化し、災害発生時にはUSAR(Urban Search and Rescue)とし て広域出動を要請。FEMAの指揮下で人命救助を展開。	○	大規模災害発生時には、消防庁が緊急消防援助 隊を編成して被災地に派遣。	---
	<u>先遣隊の常時編成 (IMAT)</u>	計 画 ・ 物 流 ・ 財 務 等 の 専 門 人 材 で 構 成 さ れ た I M A T (Incident Management Assistance Team)を編成し、全地方局や本部等に配置(全 16 チーム)。災害発生時にはIMATを即時に被災地へ派遣し、被災情報 の収集を行うとともに、被災した自治体や州政府へのアドバイス等を総合 的に実施。	△	災害発生時には、政府現地連絡調整室等の設置 や政府担当官の緊急派遣等が定められており、各 省庁もTEC－FORCEなどの派遣を行っている。 一方で、被災自治体の総合的支援を目的とした専 門人材チームは構成されていない。	被災自治体の機能回復には、専門人材 を早期に投入し、応急対応や復旧の方 向性を総合的にアドバイスできる仕組 みが必要。
	現地合同事務所 (JFO)	被災した州ごとに現地合同事務所(Joint Field Office、JFO)を設置。連邦 や州の上級職員がチームとなって支援調整の指揮を執り、FEMAスタッフ が中心となって、連邦政府機関の支援調整にあたる。 JFO設置までは、被災地所管のFEMA地方局が情報収集や支援調整を 担当。	△	国と地方自治体の支援調整の場は、明確に定義さ れていないが、政府現地連絡調整室や現地対策 本部は設置されることとなっている。あわせて、熊 本地震対応では国・県合同の対策本部会議や国・ 県幹部級の定例会合を開催。	被災地の現状を把握しながら、被災自 治体と国が早期に支援調整を行える仕 組みを構築することは、今後の大規模災 害対応に必要。
生活支援	支援プログラム	住宅や医療・生活費用など、被災地の個人支援に関しては、FEMAが直 接提供。ただし、災害直後の避難所提供や食料供給などは、自治体や赤 十字社が担当。	×	国が費用負担するものの、地方自治体が窓口とな って対応。	地方自治体を中心に支援を展開する我 が国とは、被災者支援に関する枠組み が大きく異なっている。
	被災者対応	FEMAが被災者支援プログラム向けの窓口を設置するとともに、個々の 被災者に合った支援を行うため、被災者対応の専門家をFEMAが確保し て被災地へ派遣し、アドバイスや各種申請の補助を実施。	×	国レベルで被災者支援策に関する専門家を確保 する制度は無く、現在は、自治体間の応援等により 被災者対応職員を確保して対応。	

F E M A の特徴と我が国制度との比較 （2 / 2 ページ）
（ F E M A 及び米国の災害対応に関する研究資料、 F E M A 等連邦機関公表資料などを参考に、関西広域連合広域防災局事務局で作成）

項目		FEMA の特徴	我が国における類似制度の有無 (我が国制度との類似性を○△×で評価)		我が国への応用の可否
復旧・復興	国レベルの枠組み	復旧・復興を進めるための国レベルの枠組みである国家災害復旧枠組み (National Disaster Recovery Framework、NDRF) を策定し、復旧・復興の基本方針や連邦政府や州・自治体、民間組織など各関係機関の役割等を規定。連邦政府が特に支援すべき機能については、6 つの復旧支援機能 (Recovery Support Function、RSF) を提示し、調整担当官庁や主担当官庁を定めるとともに、調整の仕組みなどもあらかじめ規定。	△	防災基本計画に復旧・復興の方針を規定しているものの、復旧・復興に関して国全体の枠組みや各主体の役割について具体的に規定した計画は無い。	わかりやすい形で方向性と戦略、各主体の役割を共有する取組は、復旧・復興の方向性を国レベルで一つにまとめるために有効。
	復興事務所の設置	大規模な被災地については、地方局の下部組織として復旧事務所 (Recovery Office) を設置し、中長期にわたる復旧・復興を支援。	○	東日本大震災からの復興にあたっては、復興庁が東北3県に復興局を設置。	---
減災	自治体の減災支援	州・自治体の減災対策を後押しする制度として、FEMA が防災体制強化のための補助制度を有するとともに、FEMA の専門家を自治体に派遣して防災・減災計画の策定支援や技術的アドバイスを実施。	△	財政的支援については、国土交通省などが補助金・交付金を有している一方、自治体の減災計画策定等を人的に支援する仕組みは無い。	自治体の防災力底上げのため、高いスキルを持った専門家が直接防災・減災計画の策定支援を行う図る仕組みは有効。
人材育成	人材育成機関	FEMA 傘下の教育研修機関として、 ・EMI (Emergency Management Institute) ・CDP (Center for Domestic Preparedness) ・NFA (National Fire Academy) が存在し、機能分担しつつ国家レベルの資質向上に寄与。	○	国立機関は無いが、防災・危機管理の人材育成機関として、人と防災未来センターなどが該当。その他、消防大学校、国土交通大学校、市町村アカデミーなどが、防災・減災に関するカリキュラムを提供。	現行機関の教育訓練だけでなく、スタッフの能力向上を国レベルで向上させる仕組みが必要。
	大学等の活用	高度教育を受けた危機管理人材の拡充のため、EMI が自ら開発した教育プログラムを全米の大学に提供し、大学はこれを活用して、学生に対する教育を実施。多くの学生が危機管理職務に就職。	×	危機管理人材の育成カリキュラムを提供する大学は我が国でも増えているが、国としての支援の仕組みは構築されていない。	人的・経済的な制約のある中で、危機管理人材の育成のニーズを満たすには、大学等の教育機関の力の活用が有効。
情報技術	警戒情報の周知	様々な災害警戒情報を一元的に提供するため、次世代公衆警報システム Integrated Public Alert and Warning System (IPAWS) を開発。	○	Lアラートにより国・自治体による警戒情報を一元的に発信。携帯電話へのエリアメールの発信、テレビ・ラジオでの警報の周知など、メディアや通信会社の協力により、多様な手段で提供可能。	---
	市民・コミュニティ向けポータルサイトの提供	Ready.gov (減災・防災ポータルサイト)、DisasterAssistance.gov (被災者支援ポータルサイト) など、省庁横断のポータルサイトを提供し、一般市民の防災情報へのアクセスを容易にしている。被災者登録などの手続きもポータルサイトから行うことが可能。	△	熊本地震では官邸が一元的に情報提供するサイトを立ち上げたが、米国のような省庁横断のポータルサイトは設置していない。	ICT 活用により被災者支援策や防災・減災政策へのアクセスを容易にすることで、国全体の災害対応力の向上に寄与。
財源	災害救援基金 (DRF)	年度に縛られない財源として、災害救援基金 (Disaster Relief Fund、DRF) が設けられており、FEMA の被災者・被災地支援に利用。不足は連邦予算から充当 (毎年度の当初要求とともに大規模災害発生時には補正予算により積み増し)。	○	国が主体となった積立制度は無いが、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づき都道府県が基金拠出する制度がある。国の被災者・被災地支援は、内閣予備費や各省庁予算により対応し、不足がある場合は補正予算により対応。	地方自治体を中心に被災地支援を展開する我が国とは、被災者・被災地支援への費用拠出に関する枠組みが大きく異なっている。
	全米洪水保険制度 (NFIP)	コミュニティが減災対策を講じることを条件に、住宅所有者等が加入できる全米洪水保険 (National Flood Insurance Program、NFIP) が存在。浸水想定地域の物件購入者への加入義務や、減災対策の取組状況に応じた保険料率変動制度などを設けているため、住宅再建支援の有力な手段だけでなく、各自治体の減災対策を促進させる方策としても機能。ただ、ハリケーン・カトリーナでの保険料支払いが多額にわたり、NFIP 会計は連邦政府から不足を借り入れている。	×	兵庫県が「住宅再建共済制度」(フェニックス共済) を設けているが、全国をカバーした住宅再建向けの公的保険・共済制度は無し。	カトリーナ対応のように保険規模を大幅に越える災害への対応に課題はあるものの、全国的な保険・共済制度の整備は、被災者の住宅再建を金銭面から支える強力な手立てとなる。